

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月18日

弘前市上下水道事業
弘前市長 櫻田 宏

記

1 競争入札に付する建設工事

- (1) 工事名称 令和2年度 老朽管更新事業 新寺町地区配水管布設替第2工区工事
(2) 工事場所 弘前市大字 新寺町 地内
(3) 工事期間 契約日の翌日から 令和3年3月26日 まで
(4) 工事概要 配水管布設工 ダクティル鋳鉄管 (GX-粉体) ϕ 75
工事延長 L=128.9m 布設延長 L=128.9m
既設管接続工 ϕ 50 N=1箇所
 ϕ 75 N=1箇所
消火栓設置工 ϕ 75 N=1箇所
給水管切替工 ϕ 20～ ϕ 50 N=15箇所

(建設リサイクル法対象建設工事)

- (5) 予定価格 事後公表
(6) 支払条件 前金払 有り 部分払 有り

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
(2) 弘前市契約規則（平成18年規則第52号。以下「規則」という。）第2条の規定により、一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
(3) 公告の日から弘前市事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）提出期限までの間に、弘前市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止期間がないこと。
(4) 市内に本店を有すること。
(5) 市の令和2年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において、管工事A等級に格付けされていること。
(6) 平成17年度以降に公共工事における 管工事（水道本管布設工事）で1件の契約金額が1,000万円以上の元請施工実績があること。
(7) 弘前市指定給水装置工事事業者であること。
(8) 次のいずれにも該当する主任技術者又は監理技術者を工事現場に設置できること。
①この工事に対応する国家資格等を有する者。
②当該入札参加申請者と直接的な雇用関係にある者。
（建設業法上、技術者を専任で設置しなければならない工事の場合は、本工事の入札参加申請日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。）
（注）本工事は、技術者等の兼務要件緩和措置対象工事となる。

3 入札参加申請

入札参加希望者は、次に従い、参加を申請しなければならない。

- (1) 提出期限 令和2年11月26日 正午（FAXに限る。）
- (2) 提出書類（様式は市ホームページ上下水道部関連の入札・契約よりダウンロードすること。）
 - ①参加申請書
- (3) 提出場所 上下水道部総務課総務契約係（FAX 0172-55-9680）
（FAX受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。）
- (4) その他
 - ①参加申請書の内容について別途意見を聴取することがある。
 - ②参加申請書の受理については申請者に対して別に通知する（令和2年11月27日 通知予定）。
なお、予定日までに通知がない場合は、上下水道部総務課総務契約係へ必ず連絡すること。

4 設計図書（インターネットによる電子縦覧）

- (1) 設計図書は市ホームページ上下水道部関連の入札・契約に掲載するので、令和2年11月18日から令和2年12月7日までの期間にダウンロードのうえ縦覧すること。
- (2) 設計図書に対して質問がある場合は、令和2年11月30日 午後5時までに上下水道部総務課総務契約係へFAX（0172-55-9680）で提出すること。
回答は市ホームページ上下水道部関連の入札・契約の「質疑応答」に掲載する。
（令和2年12月1日 掲載予定）

5 入札（開札）の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年12月10日 午前 9時30分
- (2) 場所 岩木庁舎2階 打合せ室

6 入札方法等

- (1) 入札書は郵送により提出するものとする。（様式は市ホームページ上下水道部関連の入札・契約よりダウンロードすること。）
- (2) 宛 先 〒036-8799
弘前郵便局留 弘前市上下水道部総務課総務契約係
（郵送用封筒の作成方法は市ホームページ上下水道部関連の入札・契約に掲載の「入札参加者用マニュアル」の例によること。）
- (3) 到着期限 令和2年12月4日 必着
- (4) 郵送方法 **一般書留又は簡易書留のいずれかによる。**
（特定記録で郵送された入札書等については、無効とする。）
- (5) 入札書の日付は入札日を記入すること。
- (6) 入札（開札）の執行回数は2回までとする。
第1回目の入札において予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がない場合は再度入札を行う。再度入札に係る入札日程や入札立会依頼については、入札参加者（辞退者を除く）に対して別に通知する。
※詳しくは、市ホームページ上下水道部関連の入札・契約に掲載の弘前市郵便入札実施要領をご覧ください。
- (7) 落札候補者及び落札者がいない場合は不調とする。

7 入札条件

規則に定める入札参加者心得書を遵守すること。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は原則として契約金額の100分の10以上の金額を納付するものとする。
ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合はその納付を免除する。
また、有価証券等の提供、銀行又は市長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、その納付に代えることができる。

9 工事費内訳書

入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった工事費等を記載した工事費内訳書を同封すること。（様式は市ホームページ上下水道部関連の入札・契約よりダウンロードすること。）

※入札書と工事費内訳書はホチキス留めすること。

10 入札書記載金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、必ず事前に電話等で上下水道部総務課総務契約係へ連絡すること。ただし、入札書郵送後の辞退については、入札（開札）前までに入札辞退届を持参により提出すること。（様式は市ホームページ上下水道部関連の入札・契約よりダウンロードすること。）

12 入札（開札）の立会い

入札（開札）にあたり、入札参加申請をした者の中から入札立会人を決定し入札立会依頼書をFAXで送付するので、依頼を受けた者は立ち会うこと。

ただし、立会人が入札（開札）時刻までに到着しない場合は、当該入札に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

13 入札（開札）の傍聴

入札（開札）の傍聴を希望する入札者又はその代理人（立会人又はその代理人を除く。）は、入札（開札）時刻までに来場すること。

なお、入札者の代理人が傍聴を希望する場合は、入札傍聴委任状を持参すること。（様式は市ホームページ上下水道部関連の入札・契約よりダウンロードすること。）

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 参加申請書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札参加者心得書及び郵便入札の条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 工事費内訳書の合計金額に違算がある又は入札金額と一致しない者の入札
- (5) 入札書又は工事費内訳書若しくは封筒に記入もれ、押印もれがある者の入札
- (6) 参加申請書の提出期限の日から入札日までの間において指名停止期間中である者の入札

15 同日落札制限

- (1) 本工事は、同日落札制限の対象工事とする。
- (2) 本工事と同日に上下水道部総務課において開札を行う 管工事 の条件付き一般競争入札又は指名競争入札において、本工事より先に開札する工事を落札した者は、本工事の落札者に決定しないものとする。再度入札を行った場合も同様とする。

16 落札者の決定

- (1) 開札を行ったときは、落札の決定を保留し、有効な入札をした者を対象として、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を定めている場合にあっては最低制限価格未満の入札をした者を除く。）を落札候補者とし、落札候補者の入札参加資格の有無を審査し、落札者を決定するものとする。
- (2) 開札後、市から連絡を受けた落札候補者は、指定された期日までに弘前市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）により、資格の審査を受けなければならない。
 - ①提出書類（様式は市ホームページ上下水道部関連の入札・契約よりダウンロードすること。）
 - ・資格審査申請書
 - ・経営事項審査結果通知書の写し
 - ・施工実績調書
 - ②提出場所 上下水道部総務課総務契約係（FAX 0172-55-9680）
 - ③提出期限 令和2年12月14日 （予定）
（提出の指示を行った日の翌日から起算して2日目の日（休日に当たる日を除く。））
（FAX受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。）
 - ④その他
 - ・資格審査申請書の内容について別途意見を聴取することがある。
 - ・入札後に市の指名停止を受けた者は落札者に決定しないものとし、当該入札は無効とする。
 - ・資格の審査結果については落札候補者に対して別に通知する。

17 契約の締結

- (1) 本工事が建設業法上、技術者を専任で設置しなければならない工事の場合は、資格の審査後に落札者に決定した者は、速やかに配置予定技術者調書を上下水道部総務課総務契約係へ提出すること。
- (2) 落札決定後契約締結までの間において、落札者が市の指名停止措置を受けたり、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

18 その他

- (1) 本入札は、弘前市建設工事最低制限価格制度要領に基づき最低制限価格を設定する。
※令和2年8月1日から施行した最低制限価格制度要領により算出しています。
詳しくは、市ホームページ上下水道部関連の入札・契約をご覧ください。
- (2) 入札時において2に掲げる資格を喪失した者は、入札に参加できないものとする。
- (3) 入札参加希望者は入札の概要、設計図書等を熟読のうえ入札に参加すること。

以上

問い合わせ先

弘前市上下水道部総務課総務契約係
電話 0172-55-9660